

○農林水産省告示第五百五十六号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二百十八条第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める係数を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣 齋藤 健

農業保険法施行規則第二百十八条第一項の農林水産大臣が定める係数は、次のとおりとする。

ロ | ニ

nは、当該園芸施設共済の共済関係に係る共済責任期間の月数（一月未満の端数があるときは、当該端数を一月とする。）

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。